

第四次

茂原市子ども読書活動推進計画



令和3年3月

茂原市教育委員会

本と子どもをつなぐ

茂原市教育委員会教育長 内田 達也

素晴らしい本との出会いは、人生を楽しく豊かなものにし、時として、人の一生を左右するきっかけにもなります。

しかし、どんなに価値のある本でも子どもに押しつけるのは好ましいことはありません。読書の主体性を損なえば、読みの楽しみを身につけることが難しくなるからです。子どもが読書を身近な楽しみと感じ、読む習慣を身につけていくためには、図書館をはじめ、幼稚園・保育所、学校、そして家庭などの子どもたちの日常的な生活の場に魅力的な本があり、本と子どもの架け橋となる環境を整えることが重要です。

平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第2条には、子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである」とし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と基本理念を示しています。

これを受けて茂原市教育委員会は、平成16年に「第一次茂原市子ども読書活動推進計画」、平成23年に「第二次推進計画」、平成28年に「第三次推進計画」を策定し、諸施策を推進してまいりました。

平成29年度からは、段階的に小学校に学校司書が配置されたことで小学校図書館の整備が図られ児童における読書活動が推進されました。

また、市立図書館が平成27年度より開催している「図書館を使った調べる学習コンクール」においても、学校司書を通して学校図書館や市立図書館の本を活用して調べる方法やその情報の活用方法が児童に行き渡り、応募作品数も増加しました。

「第四次茂原市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたっては、子どもが本に親しみながら成長していくために体系的な計画づくりに努めました。

第三次推進計画における課題と成果を洗い出し分析した上で、まず2つの基本方針を設定しました。その基本方針の下に5つの基本方策を定め、さらに基本方策実現のための23の具体的施策を策定しました。具体的施策の一つ一つには第三次推進計画と同様に数値等の目標を設定し、おおむね5か年の計画期間といたしました。

この計画が家庭、地域、学校等において活用され、本と子どもたちをつなぐ大きな架け橋となることを願うものです。

茂原市子ども読書活動推進計画

目 次

第1章 はじめに	1
1 子どもの読書活動の意義	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置付け	2
第2章 第三次推進計画における成果と課題	3
1 成 果	
（1）継続的な子どもの読書活動推進のための体制の整備	3
（2）学校図書館・市立図書館及び教育委員会との連携体制の強化	3
（3）家庭・地域及び幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進	4
（4）市立図書館における子どもの読書活動の推進	4
（5）学校図書館の充実と活性化の進展	5
2 課 題	5
（1）市立図書館と学校司書等との連携の強化	5
（2）中学校における学校司書の配置	5
（3）認定子ども園との読書活動推進のための連携体制の整備	5
第3章 第四次推進計画の基本的方針	6
1 目 的	6
2 基本方針	6
Ⅰ 発達段階に応じた切れ目のない読書環境の整備	6
Ⅱ 発達段階に応じた切れ目のない読書への関心を高める施策の展開	6
3 計画期間	6
4 茂原市子ども読書活動推進計画の体系	7
第4章 読書活動のための具体的な取り組み	8
<u>(基本方針)Ⅰ 発達段階に応じた切れ目のない読書環境の整備</u>	8
1 継続的な読書活動推進のための体制整備の強化	8
（1）茂原市子ども読書活動推進会議の開催	8
（2）読書活動を支える人的ネットワークの強化	8

2	学校図書館・市立図書館及び教育委員会との連携体制の強化	9
(1)	学校における読書活動の充実に対する連携	9
(2)	読書活動を支える人的整備の拡充	9

(基本方針) II 発達段階に応じた

	<u>切れ目のない読書への関心を高める施策の展開</u>	10
1	年齢や場所に応じた子どもの読書活動の推進	10
(1)	家庭や地域等への読書活動の働きかけ	10
(2)	幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	11・12
2	市立図書館における子どもの読書活動の推進	13
(1)	児童図書資料の有効活用	13
(2)	子どもが集う図書館づくり	13
(3)	「図書館を使った調べる学習コンクール」等の事業や講座の実施	14
(4)	「子ども読書の日」事業の実施	14
(5)	小学生向け「図書館だより」及び「ティーンズ通信」等の発行	15
(6)	おすすめ本のブックリストの改訂 及び児童・生徒向けパスファインダー等の作成	15
(7)	出張おはなし会の実施	16
(8)	職場体験学習への協力	16
(9)	ビブリオバトルの普及啓発	16
(10)	図書館職員の研修の充実	16
(11)	障害のある子どもに対するサービスの工夫	17
3	学校における子どもの読書活動の推進	17
(1)	小学校図書館における学校司書の有効活用	17
(2)	中学校図書館へ学校司書の配置	18
(3)	学校図書館従事者に対する研修の充実	19
(4)	学校支援ボランティアの育成と活用	19
(5)	教職員に対する図書館資料を活用した授業支援	19
(6)	図書スペース等への有効活用	19

巻末資料

	子どもの読書活動の推進に関する法律	1
	茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会要綱	4

第四次茂原市子ども読書活動推進計画

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

本を読んでもらう時、そして自分で読めるようになった時、子どもは物語の主人公とともに自分とは違う人生を生きることができます。本の世界は心の幅を広げ、そこから養われる想像力が生きていく力となって、子どもの成長を促します。そして小さい頃に本の楽しさに出会った子どもは、その読書体験を基に、本を友として人生を歩んでいく大人になっていくのです。

しかし近年、子どもを取り巻く生活環境は様々な情報メディアの普及等によって大きく変化しており、子どもと本をつなぐためには、これまで以上に大人の役割が重要となります。まず、それぞれの家庭や幼稚園・保育所での絵本の読み聞かせが最初の読書体験の基となりますが、特に乳幼児期の絵本の読み聞かせは、豊かな感情や思いやりの心を育み、子どもの健全な成長により影響を与えてくれるだけでなく、家庭にとって親子の絆や家族のコミュニケーションを深めることにつながります。

さらに子どもに読書習慣を身につけさせるためには、大人が子どもの読書活動の大切さを理解し、自ら読書する姿を子どもに示すことにより、読書のおもしろさや大切さを伝えることが必要です。

そこで、家庭、幼稚園・保育所、学校、図書館や行政だけでなく、地域のボランティアとも連携・協力することで、それぞれの子どもの成長にあわせた本が、いつでもどこでもすぐそばにあって、それを手渡す大人がいる読書環境の整備を推進する必要があります。

2 計画の背景

[国]	平成13年	12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
[国]	平成14年	8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
[県]	平成15年	3月	「千葉県子ども読書活動推進計画」策定
[市]	平成16年	3月	「茂原市子ども読書活動推進計画」策定
[国]	平成17年	7月	「文字・活字文化振興法」制定
[国]	平成18年	12月	「教育基本法」改正
[国]	平成20年	3月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)策定
[県]	平成22年	3月	「千葉県子ども読書活動推進計画」(第二次)策定
[市]	平成23年	3月	「茂原市子ども読書活動推進計画」(第二次)策定
[国]	平成23年	4月	「学習指導要領」実施
[国]	平成25年	5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次)策定
[国]	平成26年	7月	「学校図書館法」一部改正の公布 (学校司書配置の努力義務規定の新設)
[県]	平成27年	3月	「千葉県子ども読書活動推進計画」(第三次)策定
[市]	平成28年	3月	「茂原市子ども読書活動推進計画」(第三次)策定
[国]	平成30年	4月	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第四次)策定
[県]	令和2年	2月	「千葉県子どもの読書活動推進計画」(第四次)策定
[国]	令和2年	4月	「新学習指導要領(小学校)」全面实施
[国]	令和3年	4月	「新学習指導要領(中学校)」全面实施

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

3 計画の位置付け

子どもの読書活動の推進については、「茂原市総合計画(基本計画)」の「基本政策1 人が育ち文化と歴史がとけあうまち《教育文化》」の「学習機会・内容の充実」の中に位置付けられており、また「社会で生きる力の育成」の中の「確かな学力の育成」の具体的方策としても位置付けられています。

また、令和3年3月策定の「茂原市教育施策の大綱」の「基本方針2 心を育む人間教育の推進」の施策の一つとしても位置付けされているところです。

茂原市教育委員会では、これらの計画を踏まえ、第一次、第二次及び第三次推進計画に引き続き、第四次茂原市子ども読書活動推進計画を策定します。

第2章 第三次推進計画における成果と課題

1 成果

(1) 継続的な子どもの読書活動推進のための体制の整備

茂原市子ども読書活動推進会議を設置・開催し、新規施策等の進捗状況について点検を行いました。

また、推進会議の活動として、市立幼稚園及び保育所に子どもを通わせている保護者への「読み聞かせに関するアンケート」や、市内小中学校教職員に対する「学校図書館の利用等に関するアンケート」を実施し、子どもの読書環境を取り巻く状況の把握に努めました。

推進会議【目標】年2回開催 → H28年度2回・H29年度1回 H30年度2回・R1年度1回開催

(2) 学校図書館・市立図書館及び教育委員会との連携体制の強化

ア) 学校における読書活動の充実を図る上での連携の整備

指定管理者による管理運営となった市立図書館と学校図書館との「学校図書館・市立図書館連絡会議」を開催し、相互の情報交換や司書教諭・図書担当教員及び学校司書を対象にしたブックトークやビブリオバトル等の研修会を通して学校図書館従事者の資質向上に努めました。

また、市立図書館は学校図書館を補完するために団体貸出の拡充を図りました。

連絡会議（研修会を含む）【目標】年1回開催 → H28～R1年度各1回開催 団体貸出資料数【目標】H32年度40件1,200冊 → R1年度111件1,751冊

イ) 学校図書館の図書整備基準や人的整備に関する手引きの作成等

平成28年度に教育委員会として学校図書館の標準化に向けた茂原市立学校図書館資料収集方針及び除籍方針や学校図書館図書仕様書、学校支援ボランティアの手引きを作成しました。

また、市立図書館の担当者を講師として学校支援ボランティアに対する読み聞かせや図書修理の研修会を開催し技術の向上を図りました。

(3) 家庭・地域及び幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

ア) 家庭・地域における読書活動に関する事業の普及

6か月乳児相談時に行うブックスタート事業や、3歳児家庭教育学級における絵本の講座等を継続して実施しました。

保護者は「子どもと本をつなぐ」最初の大人であり、家庭での絵本の読み聞かせを通して親子で本の楽しさを分かち合う大切さを浸透させました。

イ) 幼稚園・保育所における読書活動に関する事業の普及

幼稚園には、多くの絵本がホールなどに並べられています。

そこで週1回、園児が自分で選んだ絵本を家庭に貸出し、家庭での読み聞かせにも活用されました。

また保育所においては、平成28年度より市内の読み聞かせボランティアが各保育所に出向いて年中・年長児を対象とする「出張おはなし会」を開始しました。

保育所への出張おはなし会

平成28・29年度 各保育所年1回開催

→ 平成30・令和元年度 年2回開催

(4) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

ア) 読書活動に関する自主事業の展開

市立図書館は、第三次推進計画と同時期に指定管理者による管理運営となりました。そこで新たに「子ども(小学生)向け図書館だより」の発行や「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催、中高校生向けの本を集めた「ティーンズコーナー」の設置など読書に対する関心を高める自主事業を実施しました。

「図書館を使った調べる学習コンクール」応募数

平成28年度 46作品 → 令和元年度 1,004作品

イ) 障害のある子どもへの読書サービスの展開

平成28年度より視覚障害のある子どもが読書を体験できる録音図書(DAISY)の受入を開始し、図書館内での視聴ができるようになりました。

また、リーディングトラッカーなどの読書補助具を導入し館内での貸出を開始しました。

リーディングトラッカー：視覚障害がある人の読書をサポートする器具で、読みたい行に合わせる
と本が読みやすくなる。

(5) 学校図書館の充実と活性化の進展

全小学校図書館へ学校司書を配置

平成29年度に4小学校をモデル校として学校司書の配置を開始し、平成30年度に6小学校、令和2年度に全14小学校に配置されたことで児童に対するより良い読書環境の整備が図られました。

また、学校司書が授業の中で読み聞かせやブックトークを実施したり、教職員が授業で使用する図書の選書や貸出の準備をするなどの授業支援を行いました。

2 課 題

(1) 市立図書館と学校司書等との連携の強化

市立図書館は、学校図書館における機能の継続的な充実をサポートするために、学校司書が配置されている小学校については、引き続き「学校図書館・市立図書館連絡会議」を通して各学校図書館の蔵書状況等を把握し、より包括的で効率的な団体貸出等を行うことが重要となります。

また、団体貸出の浸透が不十分な中学校に対しても、そのシステムや活用の仕方について「学校図書館・市立図書館連絡会議」において継続して発信し、図書担当教員との連携を強化することが必要となります。

(2) 中学校における学校司書の配置

小学校図書館における学校司書の配置については、平成30年度に茂原市子ども読書活動推進会議が実施した「市内小中学校教職員に対する学校図書館の利用等に関するアンケート」でも、学校司書配置校及び未配置校どちらの教職員を問わず「学校図書館の機能強化のための有効な手立て」としての1番目に「学校司書の配置」を挙げています。

茂原市として小学校と同様に中学校においても、読書活動の充実をめざし、中学校の学校図書館に学校司書を配置することが求められます。

(3) 認定子ども園との読書活動推進のための連携体制の整備

令和3年4月から、市として初めての茂原市公私連携幼保連携型認定子ども園としてほのおか子ども園が開園し、令和4年4月から(仮称)茂原市南部認定子ども園の開園も予定されています。

それに伴い、既存の公立幼稚園や保育所が閉園になるなど茂原市の幼児を取り巻く環境が変化する中で、認定子ども園を含めた読書活動における連携体制の整備が必要となります。

第3章 第四次計画の基本的方針

1 目的

第三次推進計画における成果と課題に加え、新学習指導要領が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校において完全実施されるなど、子どもを取り巻く状況や社会の変化を踏まえ、次の2つの基本方針を定め子どもの読書活動の推進に取り組みます。

2 基本方針

～子どもが本に親しみながら成長していくために～

I 発達段階に応じた切れ目のない読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するには、家庭、地域、幼稚園・保育所、小・中学校、市立図書館及び教育委員会等の関係機関が、それぞれの役割を果たすことはもとより、相互に連携・協力して子どもの発達段階に応じた人的・物的相互の読書環境を整備していくことが大切です。
このための連携体制を強化し読書環境の整備に努めます。

II 発達段階に応じた切れ目のない読書への関心を高める施策の展開

子どもの発達段階に応じて、家庭、地域、幼稚園・保育所、小・中学校、市立図書館及び教育委員会が連携・協力を深めながら、子どもの自主的な読書活動を支援する事業等を推進し、その成長に合わせた読書に親しむことができるような機会の提供と充実に努めます。

3 計画期間

令和3年度からおおむね5か年とします。

4 第四次茂原市子ども読書活動推進計画の体系

～子どもが本に親しみながら成長していくために～

基本方針	基本方策	具体的施策
I 発達段階に応じた切れ目のない読書環境の整備	1 継続的な読書活動推進のための体制整備の強化	(1)茂原市子ども読書活動推進会議の開催 (2)読書活動を支える人的ネットワークの強化
	2 学校図書館・市立図書館及び教育委員会との連携体制整備の強化	(1)学校における読書活動の充実に対する連携 (2)読書活動を支える人的整備の拡充
II 発達段階に応じた切れ目のない読書への関心を高める施策の展開	1 年齢や場所に応じた子どもの読書活動の推進	(1)家庭や地域等への読書活動の働きかけ (2)幼稚園・保育所等における読書活動の推進
	2 市立図書館における子どもの読書活動の推進	(1)児童図書資料の有効活用 (2)子どもが集う図書館づくり (3)「図書館を使った調べる学習コンクール」等の事業や講座の実施 (4)「子ども読書の日」事業の実施 (5)小学生向け「図書館だより」及び「ティーンズ通信」等の発行 (6)おすすめ本のブックリストの改訂及び児童・生徒向けパスファインダー等の作成 (7)出張おはなし会の実施 (8)職場体験学習への協力 (9)ビブリオバトルの普及啓発 (10)図書館職員の研修の充実 (11)障害のある子どもに対するサービスの工夫
	3 学校における子どもの読書活動の推進	(1)小学校図書館における学校司書の有効活用 (2)中学校図書館へ学校司書の配置 (3)学校図書館従事者に対する研修の充実 (4)学校支援ボランティアの育成と活用 (5)教職員に対する図書館資料を活用した授業支援 (6)図書スペース等への有効活用

第4章 読書活動のための具体的な取り組み

I 発達段階に応じた切れ目のない読書環境の整備

1 継続的な読書活動推進のための体制整備の強化

[施策の展開]

(1) 茂原市子ども読書活動推進会議の開催

「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、読書活動の推進に向けた定期的な意見交換を行い必要に応じて子ども読書活動に係るアンケートを実施します。

また、この会議を通して第四次推進計画の進捗状況を点検するとともに、未達成な施策についてはそれぞれの担当機関に対策の検討を促します。

＜目標＞ 茂原市子ども読書活動推進会議 各年度1月に1回開催

(2) 読書活動を支える人的ネットワークの強化

市立図書館による出張おはなし会やブックスタート事業には、読み聞かせグループ等のボランティア団体の協力が不可欠であり、学校図書館の整備や朝の読み聞かせ活動などでは、学校支援ボランティアが意欲的に活動しています。

こうした子どもと本を通してつながるボランティア団体同士が、定期的に意見交換し、情報を共有できる場を設けることで読書活動を支える人的ネットワークの強化に努めます。

＜目標＞ 連絡会議 各年度2月に開催

2 学校図書館・市立図書館及び教育委員会との連携体制の強化

[施策の展開]

(1) 学校における読書活動の充実に対する連携

① 学校図書館の整備に関する連携

学校図書館の円滑な運営のため学校司書と学校支援ボランティアとの業務分担を明確にし、相互に連携して学校図書館整備の充実を図ります。

また「学校図書館・市立図書館連絡会議」を開催することで市立図書館と学校図書館従事者との間で情報を共有し、市立図書館としての団体貸出等についても周知します。

＜目標＞ 連絡会議 随時開催

② 市立図書館から学校図書館への団体貸出

市立図書館は、茂原市立図書館指定管理者仕様書に基づき、学校図書館との連携に関する業務のひとつとして学校図書館への団体貸出を行います。

なお、学校図書館整備の進捗状況等を鑑み貸出冊数を目標値とせず、学校司書や依頼のあった学校から各学校図書館の蔵書状況及び団体貸出した図書の活用状況等の情報を得ることで、調べる学習に対応できる幅広い図書資料を収集し効率的な団体貸出の展開を図ります。

③ 司書教諭や学校司書等の資質向上に関する連携

「学校図書館・市立図書館連絡会議」の中で、新学習指導要領における国語の教科書で取り上げられた「ブックトーク」などについて市立図書館と連携して研修会を開催するなど、司書教諭や図書担当教員及び学校司書の資質向上に努めます。

＜目標＞ 研修会 各年度8月をめぐりに年1回開催

(2) 読書活動を支える人的整備の拡充

平成28年度に教育委員会が作成した学校図書館資料収集方針や同資料除籍方針及び学校支援ボランティアの手引きを効果的に活用し、司書教諭や学校司書等と共に子どもと本をつなぐ役割を担う学校支援ボランティアの人的整備の拡充を図ります。

＜目標＞ 継続実施

Ⅱ 発達段階に応じた切れ目のない

読書への関心を高める施策の展開

1 年齢や場所に応じた子どもの読書活動の推進

[施策の展開]

(1) 家庭や地域等への読書活動の働きかけ

① 市立図書館によるブックスタート及びセカンドブック事業

ブックスタートについては、市の子育て支援事業として定着しており、今後も配付率98%を堅持します。

またセカンドブックは、平成29年度からブックスタートのフォローアップ事業として実施していますが、図書館に来館した親子に手渡すため受渡率が40%に留まっています。今後は3歳児健康診査会場での実施も視野に入れて保健センターと協議を進めます。

セカンドブック：3歳児健康診査票に同封した「セカンドブック引換券」を持って図書館に来館してもらいセカンドブックパック（絵本1冊【3冊の中から1冊を選ぶ】、「おすすめ絵本」リスト、図書館利用案内等）を手渡し、親子での読み聞かせを楽しみながら読書への関心を高める啓発事業

<目標> ブックスタート配付率 R1年度98% → R7年度堅持
セカンドブック受渡率 R1年度40% → R7年度50%



(セカンドブックパック)

② 家庭教育学級等での読書活動の啓発

生涯学習課が開催する3歳児家庭教育学級の一講座として、保護者に対し絵本に関する講座を継続して開催し、読み聞かせの重要性についての理解と関心を高めます。

また、夏休み子ども教室では、参加児童に対して本の読み聞かせを行い、子どもが本と関わる機会の充実を図ります。

＜目標＞ 家庭教育学級 → 継続実施

夏休み子ども教室実施小学校 R1年度6校 → R7年度9校

(2) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

① 誕生日に絵本をプレゼントする取り組み

公立保育所では、自ら本に手を伸ばす子どもに育つように、誕生日を迎えた園児へ絵本をプレゼントし、今後も園児の絵本への関心を高めるよう努めます。

＜目標＞ 継続実施

② 市立図書館から保育所への団体貸出

市立図書館は、公立保育所における読書活動に関する図書資料の不足を補うため、保育士の要望に合わせて絵本や紙芝居等の団体貸出を行い、園児が家庭以外でも絵本の楽しさと出会えるよう充実に努めます。

＜目標＞ 各保育所を1～2年毎に交代して実施



(団体貸出する絵本・紙芝居)

③ ボランティア団体による保育所での出張おはなし会の実施

読み聞かせボランティア団体が公立保育所に出向いて出張おはなし会を実施し、保育士と園児が共に読み聞かせを楽しむ機会を設けます。

＜目標＞ 年少・年中・年長児クラスごとに年2回実施

④ 家庭へ幼稚園の所蔵絵本の貸出

公立幼稚園では、家庭での読み聞かせを習慣づける一助となるよう週1回、園児が選んだ幼稚園の絵本を家庭に貸出します。

＜目標＞ 継続実施



⑤ 幼稚園・保育所職員の研修等の実施

幼稚園・保育所職員に対して市立図書館の児童書担当者を講師とした研修会を実施し、乳幼児への読み聞かせの技法や読書に関する知識の向上に努めます。

また、日々の読書活動の助けになるよう市立図書館として読み聞かせの意義や絵本リストを掲載した手引きを作成します。

＜目標＞ 職員の勤務形態を考慮し同じ内容で年2回実施

⑥ 認定子ども園との読書活動に関する連携体制の構築 ★新規

令和3年4月に開園するほのおか子ども園については、開園後に子ども読書活動推進会議として、園児の読書活動について視察等の申し入れを行います。

その視察での状況を踏まえて、令和4年4月から開園予定の(仮称)茂原市南部認定子ども園については、「茂原市公私連携幼保連携型認定子ども園の設置に係る三者協議会設置要綱」に基づき、三者協議会の協議事項である「開園後の教育に関する事項」の中で、市としての認定子ども園児の読書活動に関する連携体制について説明する方向で子育て支援課と協議を開始します。

＜目標＞ 令和3年度より子育て支援課と協議開始

2 市立図書館における子どもの読書活動の推進

[施策の展開]

(1) 児童図書資料の有効活用

市立図書館と東部台文化会館図書室を含む市内8カ所の公民館・福祉センター図書室のネットワーク化による利便性向上のPRを続けるとともに図書館内の児童図書のテーマによる展示や、教科書で紹介されている図書コーナーの充実など来館した子どもと本をつなげる環境づくりに努めます。

<目標> 継続実施



(テーマによる児童書の展示)



(ミニ展示)

(2) 子どもが集う図書館づくり

本の楽しさをみんなで味わうおはなし会等の事業を継続して実施します。また、そういった事業の他にも、来館した幼児や児童が気軽に参加できる壁面飾り作りなどのワークショップを開催するなど、子どもたちが集い、読書もできる居場所となるような図書館づくりに努めます。

<目標> 継続実施



(おはなし会)



(壁面飾り)

(3) 「図書館を使った調べる学習コンクール」等の事業や講座の実施

さらなる図書館利用に繋げるために、「ぬいぐるみおとまり会」、「子ども図書館員」、「図書館を使った調べる学習コンクール」等の自主事業を継続して実施します。

特に「図書館を使った学習コンクール」は、小学校においては学校司書の協力もあり年々作品の応募が増加しているものの、中学校では浸透していないため、「調べる学習」の趣旨や有効性を周知することで作品応募への足がかりとします。

また、子どもの読書活動に関する講座や新規事業の実施に努めます。

<目標> 継続実施



(子ども図書館員)

(4) 「子ども読書の日」事業の実施

「子ども読書の日」が4月23日と定められており、その周知と子どもの積極的な読書活動への意欲を高めるために各種イベントを実施します。

<目標> 継続実施

(5) 小学生向け「図書館だより」及び「ティーンズ通信」等の発行

小学生の低・中・高学年向けに発行する「図書館だより」を児童が気軽に読めるよう各教室内へ掲出し、図書館の情報を積極的に発信します。

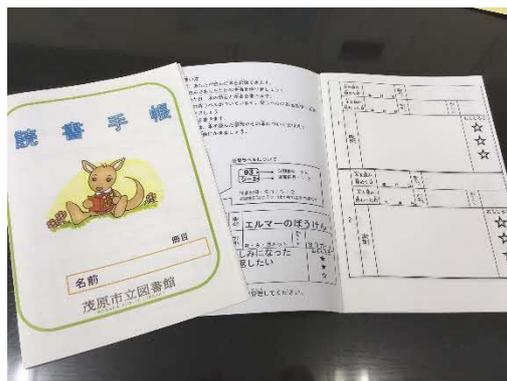
また、市立図書館に常設された「ティーンズコーナー」を利用する中高校生に向けた「ティーンズ通信」を発行します。

さらに、読書の記録ができる「読書手帳」を市立図書館や東部台文化会館図書室ほか市内7カ所の図書室に来館した子どもたちに配布します。

＜目標＞ 継続実施



(小学生向け図書館だより)



(読書手帳)

(6) おすすめ本のブックリストの改訂

及び児童・生徒向けパスファインダー等の作成

「はじめてであう赤ちゃんえほん」や「この本読んで」など図書館が作成したブックリストについては、新たに出版された良書にも目を向け内容の改訂に取り組みます。

また、読書の興味を拓ける手がかりとなる児童や生徒向けのパスファインダー(テーマを決めた調べ方案内)を作成します。

さらに、読書離れが進んでいる中高生向きの本を集めたティーンズコーナーの充実を図り、学習スペースとは違った図書館利用の足がかりとします。

＜目標＞ 継続実施



(はじめてであう赤ちゃんえほん)



(ティーンズコーナー)

(7) 出張おはなし会の実施

出張おはなし会は、ボランティアグループの協力を得て、全小学校の1学年から6学年までの全クラスで年に1回ずつ実施しており、図書館職員も全学年のおはなし会に同行します。

今後も図書館職員の技術向上に努めます。

＜目標＞ R1 年度全学年 → R7 年度継続実施

(8) 職場体験学習への協力

例年、中学校から職場体験学習の活動場所として市立図書館に協力の依頼があります。

生徒が図書館員の仕事を体験することで、図書館の役割や機能だけでなく読書の楽しさや本の活用方法などを理解し「本から学ぶ」機会を得るきっかけにもなるため今後も継続します。

＜目標＞ 継続実施

(9) ビブリオバトルの普及啓発

★新規

「ビブリオバトル」とは、面白いと思う本の魅力を5分間で紹介し合った後、発表者と観客が一番読みたくなった本を「チャンプ本」として決定するゲームです。「知的書評合戦」とも呼ばれ、楽しみながら本に関心を持てることや、自ら本を選ぶ力や語る力が育つ効果があるといわれています。

市立図書館が学校と連携し、学校図書館の活用学習や文化祭などの学校行事の中で児童・生徒や保護者も交えたビブリオバトル体験イベント等を開催するなど普及啓発を進めます。

＜目標＞ R4年度をめぐりに開始

(10) 図書館職員の研修の充実

専門的知識や技術を習得し、児童サービスの質的向上を図れるよう積極的に各種研修に参加します。

＜目標＞ 継続実施

(11) 障害のある子どもに対するサービスの工夫

視覚障害のある子どもが読書活動を体験できる録音図書（DAISYや大活字本等の収集やリーディングトラッカー（※）の館内貸出サービスを継続し、館内での視聴や貸出を行います。

＜目標＞ 継続実施



リーディングトラッカー

※リーディングトラッカー

視覚障害がある人の読書をサポートする器具で、読みたい行に合わせて本が読みやすくなる。

3 学校における子どもの読書活動の推進

[施策の展開]

(1) 小学校図書館における学校司書の有効活用

平成29年度から段階的に小学校の学校図書館に学校司書が配置され、同図書館の蔵書管理や環境整備が進展しています。しかし一人の学校司書が2～4校を兼務していることから、今後は増員を図り、各小学校の学校図書館に対する運營業務の充実に努めます。

＜目標＞ 継続実施



(学校図書館の利用)



(学校司書による展示)

(2) 中学校図書館へ学校司書の配置

★新規

中学校での読書活動の充実をめざし中学校の学校図書館に学校司書を配置し、各中学校の図書担当教員と協力して学校図書館の整備を図ります。

<目標> 令和7年度中学校全校配置

(3) 学校図書館従事者に対する研修の充実

前出事業（9頁）。「学校図書館・市立図書館連絡会議」において市立図書館の児童書担当者や外部からの講師を招いて研修会を開催し、司書教諭や図書担当教員及び学校司書の資質向上に努めます。

＜目標＞ 各年度8月をめぐりに年1回開催

(4) 学校支援ボランティアの育成と活用

図書の読み聞かせや図書の整理・修理を行う学校支援ボランティアが組織されていない学校については、その設置に向けて学校担当者及びPTA等と協議を行います。

また、市立図書館と連携し読み聞かせや図書修理の技術向上のための研修会を開催します。

＜目標＞ 継続実施

(5) 教職員に対する図書館資料を活用した授業支援

学校司書は、学校図書館の環境整備や運営と併せて、司書教諭や各学級担任とも連携し授業や特別活動で使う各種資料を準備します。

その際に、学校図書館で所蔵しない図書資料を市立図書館に依頼して揃えるなど教職員に対する授業支援を継続して実施します。

＜目標＞ 継続実施

(6) 図書スペース等への有効活用

学級文庫の他にも図書スペースとして空いている棚や長机を活用し、そこに図書の表紙を面出しして並べるなどの工夫をすることで、児童や生徒の読書への興味を喚起し、学校図書館資料を気軽に利用できるように努めます。

＜目標＞ 継続実施

巻末資料

(法令関係等資料)

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会要綱

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会要綱

(設置)

第1条 市は、子どもの読書活動推進に関する法律(平成13年法律第154号)に規定する茂原市子ども読書活動推進計画を策定するため、茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、計画策定に係る事項の審議その他計画策定に必要な事務を所掌する。

(委員)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 協議会に会長1名置き、教育委員会教育部次長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員のうちから会長を補佐する者を指名することができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が座長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務処理)

第6条 協議事項のとりまとめ等の事務処理は、会長の指示により委員等が行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表(第3条)

教育部次長
学校教育課主幹
小中学校代表者
保育所代表者
幼稚園代表者
図書館代表者(指定管理者)

茂原市子ども読書活動推進計画

令和3年3月

編集 茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会

発行 茂原市教育委員会

事務局 茂原市教育委員会教育部生涯学習課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1

TEL <代表> 0475-23-2111

<直通> 0475-20-1559

FAX 0475-20-1607

Eメール gakusyu@city.mobara.chiba.jp